

改 正 後	現 行
<p>（船員の勤務時間等の特例）</p> <p>第八条 任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。</p> <p>2  任命権者は、船舶に乗り組む職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）について、人事委員会と協議して、前項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。この場合には、第三条第二項の規定は適用しない。</p> <p>3  任命権者は、船舶に乗り組む職員のうち第三条第三項に規定する人事委員会規則で定めるものについて、人事委員会と協議して、同項に規定する勤務時間を一週間当たり一時間十五分を超えない範囲内において延長することができる。</p> <p>4  任命権者は、<b>前三項</b>の規定により勤務時間を定める場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、<b>第一項</b>の期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けなければならない。</p> <p>5  (略)</p>	<p>（船員の勤務時間等の特例）</p> <p>第八条 任命権者は、第二条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり四十時間（育児短時間勤務職員等にあつては第二条第二項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては第二条第三項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては第二条第四項の規定に基づき定める時間）とすることができる。</p> <p>2  任命権者は、<b>前項</b>の規定により勤務時間を定める場合には、第四条第二項の規定にかかわらず、<b>前項</b>の期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を設けなければならない。</p> <p>3  (略)</p>